

佐賀県告示第二百七十八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条に規定する地方卸売市場の開設者及び同法第五十八条第一項に規定する卸売業者の名称等が次のとおり変更された。

平成二十四年十月二十三日

佐賀県知事 古川 康

旧	新	
地方卸売市場 高串漁業協同 組合魚市場	地方卸売市場 佐賀玄海漁業 協同組合高串 魚市場	名 地方卸売市場
東松浦郡肥前 町大字田野乙 一三六	唐津市肥前町 田野甲三一七 一番地	所 卸売市場の住
高串漁業協 同組合	佐賀玄海漁 業協同組合	開設者名
高串漁業協 同組合	佐賀玄海漁 業協同組合	卸売業者名
唐津市肥前 町大字田野 乙一三六	唐津市海岸 通七一八二 番地二三三	住 卸売業者の 所
	平成二四・四 ・二	変更年月日